千葉市地域生活支援給付事業実施要綱

　　　第１章　総則

　（趣旨）

第１条　この要綱は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むため、本市が行う地域生活支援給付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の例によるものとする。

２　「地域生活支援給付サービス」とは、千葉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成１８年千葉市規則第２９号）第６０条の規定により本市が実施する地域生活支援事業のうち、移動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援をいう。

３　「移動支援」とは、法第５条第２６項に規定する移動支援事業として、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）につき、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を供与することをいう。

４　「訪問入浴サービス」とは、身体に重度の障害があり居宅において入浴が困難な障害者等につき、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を供与することをいう。

５　「日中一時支援」とは、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等につき、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための訓練の実施を供与することをいう。

６　「支給決定障害者等」とは、第９条の規定により支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者をいう。

７　「負担上限月額」とは、第１９条第１項に規定する登録地域生活支援給付サービスを受けた支給決定障害者等について、同一の月に受けたサービスに要した費用の合計額に対し、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して算定した自ら負担すべき額の上限額をいい、当該支給決定障害者等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号。以下「施行令」という。）第１７条第１項の規定を準用して得た額（法その他施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）及び厚生労働省告示等の規定により、同項の規定により得た障害福祉サービスに係る負担上限月額が軽減される場合であって、支給決定障害者等についても同様の軽減が認められる場合においては、軽減後の額）をいう。

　　　第２章　地域生活支援給付

　　　　第１節　通則

（地域生活支援給付）

第３条　地域生活支援給付は、地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の支給とする。

　（対象者）

第４条　地域生活支援給付の対象となる者は、次のいずれかに該当する障害者又は障害児の保護者とする。

（１）市内に居住地を有する障害者又は障害児の保護者

（２）市外に居住地を有する障害者等であって、本市から障害福祉サービスの支給決定を受けている者

（他の給付との調整）

第５条　地域生活支援給付は、当該障害の状態につき、法第６条に規定する自立支援給付その他の給付であって、地域生活支援給付に相当するものを受けることができるとき、又は地域生活支援給付に相当するものが行われたときは、それらの限度において、行わない。

（報告等）

第６条　市長は、地域生活支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

２　前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第７条　市長は、地域生活支援給付に関して必要があると認めるときは、当該地域生活支援給付に係る地域生活支援給付サービスを行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域生活支援給付サービス等の事業を行う事業所、施設、事務所その他当該地域生活支援給付サービス等の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前条第２項の規定は前項の規定による質問又は検査について準用する。

（資料の提供等）

第８条　市長は、地域生活支援給付に関して必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

　　　　第２節　地域生活支援給付費及び高額地域生活支援給付費の支給

　　　　　第１款　支給決定等

　（地域生活支援給付費の支給決定）

第９条　地域生活支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市長の地域生活支援給付費を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

　（申請）

第１０条　地域生活支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、千葉市地域生活支援給付費支給申請書（様式第１号。以下「支給申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（１）負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

（２）障害福祉サービス又は障害児通所支援との併給者については、障害福祉サービス又は障害児通所支援の支給決定の状況等について内容を証明する書類

（３）その他保健福祉局長が必要と認める書類

（支給の要否の決定等）

第１１条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請に係る障害者等の障害の種類及び心身の状況、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該障害者等が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用している場合はその利用状況並びに当該障害者等又は障害児の保護者の地域生活支援給付サービスの利用に関する意向等を勘案して地域生活支援給付費の支給の要否の決定を行うものとする。

２　市長は、支給決定を行う場合には、地域生活支援給付サービスの種類ごとに月を単位として１か月間において地域生活支援給付費を支給する地域生活支援給付サービスの量（以下「支給量」という。）を定め、千葉市地域生活支援給付費支給決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するとともに、支給量その他の必要事項を記載した千葉市地域生活支援給付受給者証（様式第３号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

３　市長は、前項の支給決定を行わない場合には、千葉市地域生活支援給付費支給（変更）却下決定通知書（様式第４号。以下「却下決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

　（支給決定の有効期間）

第１２条　支給決定がその効力を有する期間（以下「支給決定の有効期間」という。）は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と１月間から１２月間までの範囲内で月を単位として市長が定める期間を合算して得た期間とする。

　（支給決定の変更）

第１３条　支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る支給量等を変更する必要があるときは、千葉市地域生活支援給付費支給変更申請書（様式第５号。以下「変更申請書」という。）により、市長に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

２　第１０条第２項の規定は、前項の支給決定の変更の申請について準用する。

３　市長は、第1項の申請又は職権により、第１１条第１項に規定する事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市長は、千葉市地域生活支援給付費支給変更決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するとともに受給者証の提出を求めて、受給者証に当該決定に係る事項を記載して返還するものとする。

４　市長は、前項の支給決定の変更の決定を行わない場合には、却下決定通知書により申請者に通知するものとする。

　（支給決定の取消し）

第１４条　市長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

（１）支給決定に係る障害者等が、地域生活支援給付を受ける必要がなくなったと認めるとき。

（２）支給決定に係る障害者等が、支給決定の有効期間内に、市外に居住地を有するに至ったと認めるとき（第４条第２号を適用する場合を除く。）。

（３）支給決定障害者等が、申請に関し虚偽の申請をしたとき。

２　市長は、前項の規定により、支給決定の取消しを行ったときは、千葉市地域生活支援給付費支給決定取消通知書（様式第７号）により支給決定障害者等に対し通知するとともに受給者証の返還を求めるものとする。

３　前項の規定による通知を受けた者は、当該取消しに係る受給者証を千葉市地域生活支援給付受給者証返還届出書（様式第８号。以下「返還届出書」という。）に添えて、市長に返還しなければならない。

　（申請内容の変更の届出）

第１５条　支給決定障害者等は、氏名等を変更したときは、千葉市地域生活支援給付費支給申請内容変更届出書（様式第９号）に受給者証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

２　前項の届出書は、変更した事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

　（受給者証の再交付）

第１６条　支給決定障害者等は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに千葉市地域生活支援給付受給者証再交付申請書（様式第１０号）により、市長に申請して再交付を受けなければならない。

２　受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

３　受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、当該受給者証を返還届出書に添えて、速やかに市長に返還しなければならない。

　　　　　第２款　地域生活支援給付費の支給

　（地域生活支援給付費の支給）

第１７条　地域生活支援給付費の支給は、次に掲げる地域生活支援給付サービスに関して、次条の規定により支給する給付とする。

（１）移動支援

（２）訪問入浴サービス

（３）日中一時支援

　（地域生活支援給付費）

第１８条　市長は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、市長が行う地域生活支援給付サービス事業者としての登録を受けた地域生活支援給付サービスを提供する者（以下「登録地域生活支援給付サービス事業者」という。）から当該登録に係る地域生活支援給付サービス（以下「登録地域生活支援給付サービス」という。）を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、毎月、当該登録地域生活支援給付サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（法第２９条第1項に規定する特定費用に該当する費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、地域生活支援給付費（以下「給付費」という。）を支給する。

２　登録地域生活支援給付サービスを受けようとする支給決定障害者等は、登録地域生活支援給付サービスを受ける都度、登録地域生活支援給付サービス事業者に受給者証を提示して当該登録地域生活支援給付サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

３　給付費の額は、１月につき、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする。

（１）同一の月に受けた登録地域生活支援給付サービスについて、地域生活支援給付サービスの種類ごとに登録地域生活支援給付サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき、保健福祉局長が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該登録地域生活支援給付サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に登録地域生活支援給付サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額）を合計した額

（２）第２条第７項に規定する負担上限月額（当該負担上限月額が前号に掲げる額の１００分の１０に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

　（統合上限額管理）

第１９条　前条第３項の規定にかかわらず、支給決定障害者等が障害福祉サービス又は障害児通所支援を併給している場合は、同項の規定は、「負担上限月額」を「負担上限月額から当該同一の月における障害福祉サービス又は障害児通所支援に係る自己負担額を控除して得た額（当該障害福祉サービス又は障害児通所支援に係る自己負担額が負担上限月額を超える場合は０円）」と読み替えて適用するものとする。

２　前項の規定を適用する場合、市長は、法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者、法第５１条の２０第１項に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第２１条の５の３に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法第２４条の２６に規定する指定障害児相談支援事業者を登録地域生活支援給付サービス事業者とみなし、地域生活支援給付費を支給することができる。

　（代理受領）

第２０条　支給決定障害者等が登録地域生活支援給付サービス事業者から登録地域生活支援給付サービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該登録地域生活支援給付サービス事業者に支払うべき当該登録地域生活支援給付サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、地域生活支援給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該登録地域生活支援給付サービス事業者に支払うことができる。

２　前項に規定する支払は、支給決定障害者等が委任状（様式第１１号）を市長に提出することによって行う。ただし、支給決定障害者等から支給申請書、変更申請書等により、当該支給決定障害者等に対して支払われる全ての地域生活支援給付費（高額地域生活支援給付費を除く。）について前項に規定する支払とする旨届け出があった場合は、委任状の提出を省略することができる。

３　前２項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

４　市長は、必要と認めるときは、第１項及び第２項の規定による支払に関する事務を委託により処理することができる。

（地域生活支援給付費の請求）

第２１条　登録地域生活支援給付サービス事業者は、地域生活支援給付費を請求しようとするときは、登録を受けた事業所ごとに、千葉市地域生活支援給付費請求書（様式第１２号）に千葉市地域生活支援給付費明細書（様式第１３号。以下「給付費明細書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、給付費明細書には、提供した地域生活支援給付サービスの内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

３　地域生活支援給付費の請求は、各月分について翌月１０日までに行わなければならない。

４　前条第４項の委託が行われた場合、前３項の規定にかかわらず、地域生活支援給付費の請求は別に保健福祉局長が定めるところによる。

　（地域生活支援給付費の支払）

第２２条　市長は、登録地域生活支援給付サービス事業者から地域生活支援給付費の請求があったときは、第１８条第３項の保健福祉局長が定める基準及び第２６条第２項の保健福祉局長が定める登録地域生活支援給付サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に照らして審査の上、支払うものとする。

　　　　　第３款　高額地域生活支援給付費の支給

　（高額地域生活支援給付費の支給）

第２３条　市長は、支給決定障害者等が受けた登録地域生活支援給付サービスに要した費用の合計額から当該費用につき支給された地域生活支援給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

２　当該支給決定障害者等が負担する額の合計額（前項の規定により控除して得た額に同一の月に受けたサービスに係る施行令第４３条の５第１項第１号及び第３号から第５号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第２号に掲げる額を合算した額を加えた額をいう。）が著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

３　前２項に定めるもののほか、高額地域生活支援給付費の支給要件、支給額その他高額地域生活支援給付費の支給に関し必要な事項は、地域生活支援給付サービスに要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、施行令第４３条の５及び第４３条の６の規定を準用する。

４　第２項に該当する支給決定障害者等が法第７６条の２第１項に規定する高額障害福祉サービス等給付費又は児童福祉法第２１条の５の１２第１項に規定する高額障害児通所給付費の支給を受けられる場合、当該支給決定障害者等に係る高額地域生活支援給付費は、前３項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した支給額から当該高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費を控除して得た額とする。

　（高額地域生活支援給付費の支給申請）

第２４条　高額地域生活支援給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、千葉市高額地域生活支援給付費支給申請書（様式第１４号）により、市長に申請しなければならない。

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（１）サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額を証明する書類

（２）サービス利用月の支給決定障害者等の対象費用の支払合計額を証明する書類

　（支給決定）

第２５条　市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請について審査し、適当又は不適当と認めたときは、千葉市高額地域生活支援給付費支給（不支給）決定通知書（様式第１５号）により申請者に通知する。

　　　　　第４款　登録地域生活支援給付サービス事業者

　（登録地域生活支援給付サービス事業者の登録）

第２６条　第１８条第１項に規定する登録地域生活支援給付サービス事業者の登録は、地域生活支援給付サービスを提供しようとする者の申請により、地域生活支援給付サービスの種類及び地域生活支援給付サービスを提供する事業所ごとに行う。

２　前項の登録に係る手続並びに登録地域生活支援給付サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他登録地域生活支援給付サービス事業者に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

　　　第３章　雑則

　（補則）

第２７条　この要綱に定めるもののほか、地域生活支援給付事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

　（地域生活支援給付サービスに関する経過措置）

２　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から平成１９年３月３１日までの間は、第１７条の規定にかかわらず、地域生活支援給付費の支給は、次に掲げるサービスに関して第１８条の規定により支給する給付とする。

（１）移動支援

（２）訪問入浴サービス

（３）日中一時支援

（４）生活サポート

（５）経過的デイサービス（平成１８年９月末日において障害者デイサービスを実施しており、同年１０月に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間（平成１９年３月３１日までの間に限る。）、利用者に対して継続して提供するデイサービスをいう。）

　（支給決定障害者等に関する経過措置）

３　施行日の前日において法又は千葉市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱（平成４年１０月１５日施行）の規定により、次の表の左欄に掲げるサービスの支給決定を本市から受けている者については、第１０条及び第１１条の規定にかかわらず、同表中欄に掲げる地域生活支援給付サービスについて、同表右欄に掲げる量の申請があったものとみなし、施行日に当該サービス及び量について支給決定を受けたものとみなす。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 外出介護（支給決定時間が２５時間を超える者に限る。） | 移動支援 | 施行日の前日における外出介護と施行日における居宅介護（通院介助）の支給量の差の時間（ただし、当該時間が２５時間を下回る場合は２５時間とする。） |
| 外出介護（上記に該当しない場合に限る。） | 移動支援 | 施行日の前日における外出介護と同量 |
| 重度身体障害者入浴サービス | 訪問入浴サービス | ４回 |
| 短期入所。ただし、知的障害者及び障害児に限る。 | 日中一時支援（日中預かり型） | ６０時間 |
| 障害者デイサービス。ただし、平成１８年１ | 経過的デイサービス | ９月までの障害者デイサービスと同量 |
| ０月以降経過的デイサービスを実施する予定の事業所を利用している場合に限る。 |  |  |

４　前項に規定する支給決定に係る支給決定の有効期間は、第１２条の規定にかかわらず平成１８年１０月１日から平成１９年３月３１日までとする。

（千葉市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱の廃止）

５　千葉市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱は、廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１９年１１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項に掲げる施行日前に行われた登録地域生活支援給付サービスに係る地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項に掲げる施行日前に行われた登録地域生活支援給付サービスに係る地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

　 この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項に掲げる施行日前に行われた登録地域生活支援給付サービスに係る地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項に掲げる施行日前に行われた登録地域生活支援給付サービスに係る地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

　　　附　則

　（施行期日）

　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

　（施行期日）

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　（施行期日）

　この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項に掲げる施行日前に行われた登録地域生活支援給付サービスに係る地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項に掲げる施行日前に行われた登録地域生活支援給付サービスに係る地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　前項に掲げる施行日（以下「施行日」という。）の前日において、この要綱による改正前の千葉市地域生活支援給付事業実施要綱第２条第６項に規定する生活サポートに係る登録を受けている者は、登録の有効期間の残存期間にかかわらず、施行日においてその効力を失うものとする。

３　施行日前に行われた登録地域生活支援給付サービスに係る地域生活支援給付費の支給については、なお従前の例による。

４　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年３月２９日から施行する。ただし、様式第２号、第４号、第６号、第７号及び第１５号については、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

　　 附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年７月１８日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。